

薬局のための偽造・変造処方せん
対応マニュアル
(麻薬・向精神薬関係)

平成25年3月
平成25年6月一部改訂

京 都 府
健康福祉部薬務課

目 次

1	目 的	1
2	偽造・変造処方せんとは	1
3	薬局における対策について	1
4	処方せん受付時のチェックポイント	2
	(1)麻薬・向精神薬処方せんを確認する際の主な確認項目	2
	(2)処方せん記載内容の確認	3
5	偽造・変造処方せんへの対応	4
	(1)疑わしい処方せんが持ち込まれた場合	4
	(2)薬剤交付後に偽造・変造処方せんであることが判明した場合	5
	(3)偽造・変造処方せんの情報提供を受けた場合	6
6	連絡先一覧	7

【参考資料】

麻薬事故届様式	8
向精神薬事故届様式	9
注意喚起ポスター例	10
参考（法規制と罰則）	11

1 目的

医薬分業が進展する中であって、偽造・変造処方せんを用い、薬局から麻薬や向精神薬を詐取する事例が増加している。

さらに、詐取された麻薬や向精神薬が転売されたり、犯罪に使用されること等により、二次的な被害に繋がる等、大きな社会問題となりつつある。

このような行為に対し、各薬局が適切かつ迅速に対応することにより、同様の事案の発生を未然に防止するとともに、ひいては麻薬及び向精神薬の乱用及びこれに伴う健康被害の拡大防止を図る。

2 偽造・変造処方せんとは

偽造・変造処方せんとは、①正規の処方せんをコピーしたもの、②正規の処方せんを改ざんしたもの、③医療機関を受診していないにも関わらずパソコン等を利用して不正に作成した処方せんを模した書面等を言う。

なお、麻薬処方せんを偽造・変造した者に対しては、麻薬及び向精神薬取締法第70条第14号により、また、向精神薬処方せんについては同法第72条第4号により、それぞれ罰則が定められている。

3 薬局における対策について

(1) 日常からの対策

日頃から偽造・変造処方せんに対する意識を高め、偽造・変造処方せんを受付けた場合に速やかに対応できる体制を整えておくことが重要である。

◆ 偽造・変造処方せんに関する注意喚起

ポスターやステッカー等を薬局に掲示することにより偽造・変造処方せんを持ち込もうとする者に対する警戒メッセージを発し、犯罪の抑止効果が期待できる。

→ ポスター例 p 10

◆ 偽造・変造処方せん対応の心構え

実際に薬局に偽造・変造処方せんが持ち込まれた際の対応について、日頃から検討し、事象発生時に速やかに対応できる体制を整えておくことが重要である。

チェック☛ 従業員全員が、偽造・変造処方せんが持ち込まれた際の対応手順等を把握しているか。

◆ 処方せん受付時の確認

麻薬・向精神薬処方せんを受け付けする際、偽造・変造処方せんでないことを確認することは早期の発見、詐取の未然防止に繋がる。(4参照)

(2) 日常からの対策

5 (1)、(2)に基づき処理すること

(3) 偽造・変造処方せんの情報提供を受けた場合の対応

5 (3)、(4)に基づき処理すること

4 処方せん受付時のチェックポイント

(1) 麻薬・向精神薬処方せんを確認する際の主なチェックポイント

- 紙の四辺が歪んでいないか
- 用紙サイズがA5版と若干異なっていないか
- 用紙を切り取った形跡が見受けられないか
- 紙質、手触りに違和感はないか
- 直線や枠のゆがみやとぎれ等がないか、印刷面に不自然な汚れや線等がないか
- 朱肉やインクの色合いの異なり、不自然な光沢がないか、裏から見て印鑑のにじみがみられるか
- 切り貼りした物をコピーしたことによる形跡（不自然な陰影、文字のずれ等）はないか
- 処方医の訂正印のない箇所に手書きでの訂正がないか
- 事前に電話で当該麻薬又は向精神薬の在庫状況を確認してきていないか
- 患者に落ち着きがない、調剤をせかす等の挙動に不審な点はないか、近隣でない医療機関からの処方せんではないか、自費扱いになっていないか
- 切断面がギザギザしていないか

◆ 偽造・変造処方せんの疑いがあれば、処方医に必ず照会すること

【薬剤師法第24条】

薬剤師は、処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせて、その疑わしい点を確認した後でなければ、これによって調剤してはならない。

(2) 処方せん記載内容の確認

次の①から⑥のチェック項目について、疑わしい点がないか確認すること

チェック① 保険者番号欄

- 保険証と異なっていないか
- レセプトコンピューターに入力した際、不適切な番号としてエラー表示されていないか（エラー表示された場合、保険証の提示を受け、確認すること。）

チェック③ 保険医療機関名等 欄

- 不自然に遠くの医療機関ではないか
- 交付した医療機関が、患者の住所・職場から離れていないか
- 医療機関の名称、所在地に疑わしい点はないか
- 実在しない医療機関である可能性はないか

チェック② 氏名・生年月日欄

- 保険証と異なっていないか

(この処方せんは、どの保険薬局でも有効です。)

患者	氏名	年月日生		性別
	生年月日	年月日生		
者	区分	被保険者	被扶養者	

保険医療機関の所在地及び名称
電話番号
保険医氏名 印

郵道府県番号

チェック④ 保険医氏名・押印 欄

- 医師の押印（朱肉の色）が不自然でないか
- 手書き部分がコピーとなっていないか
- かかりつけの処方医師発行の処方せんであるにも関わらず、他の処方せんとはベインクの色合いが異なったり手触りが異なったりしていないか

チェック⑤ 交付年月日 欄

- 持込日が交付年月日から日数が経っていないか
- 薬歴等を確認し、医薬品の交付期間が重なっていないか

交付年月日	平成 年 月 日	処方せんの使用期限	平成 年 月 日

んについて、後発医薬品(ジェネリック医薬品)への変更を差し支えないように「レ」又は「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名

チェック⑥ 処方 欄

- 医薬品の規格、用法、用量、剤型、投与日数（回数）の記載は不適切な内容でないか
- 不自然な陰影（線など）が文字の上下にないか（切り貼りした物をコピーしたことによる不自然な陰影がないか）
- 異なった字体での加筆はないか
- 手書きの処方せんに電算出力された処方追加はないか
- 電算出力された処方せんに手書きでの処方追加はないか
- 処方医の訂正印のない訂正がされていないか
- 訂正印が医師の記名押印の印とサイズや陰影が異なっていないか

※ 麻薬処方せんであって、医師の氏名・医療機関名が疑わしい場合は、薬務課あて麻薬施用者番号の照会を求めることができる。

5 偽造・変造処方せんへの対応

(1) 疑わしい処方せんが持ち込まれた場合

<対応フロー>

疑わしい処方せんを発見

□ 処方医へ疑義照会

・処方医に速やかに電話等で疑義の認められる点について確認

□ 患者情報の確認

・保険証、問診票等により患者本人であるか、また、代理人の場合は代理人氏名及び本人との関係等を確認

・患者等に確認後調剤する旨を説明

・確認ができない場合、原則として処方せんは返却しない。

(説明しても同意を得られない場合等、患者とのトラブルを回避するため、やむを得ず返却する場合は、コピーした上で返却すること) 【証拠品の保全のため】

偽造・変造処方せんである場合

正規処方せんである場合

調剤・薬剤交付不可

薬剤交付 (完了)

通報

※薬剤を交付できない旨を処方せんを持ち込んだ者に説明
※処方せんを偽造・変造することは犯罪であり、府からの指導で偽造処方せんは返却できない旨説明し、薬局において保管

□ 最寄りの警察署に通報 (連絡先: p 7)

□ 薬務課 (京都市内の薬局) 又は最寄りの保健所 (京都市以外の京都府内薬局) に通報 (連絡先: p 7)

□ 薬剤師会支部に連絡 (会員の場合)

・医療機関名、処方医師、処方内容、患者名、被保険者番号を控え、警察の指示に従うこと

・(逃走した場合) 人相、体格、服装、特徴、車のナンバー等をメモ等に残すこと

(2) 薬剤交付後に偽造・変造処方せんであることが判明した場合
＜対応フロー＞

偽造・変造処方せんと判明

- 最寄りの警察署に通報（連絡先：p 7）
- 薬務課（京都市内薬局）又は最寄りの保健所（京都市以外の京都府内薬局）に通報（連絡先：p 7）
- 薬剤師会支部に連絡（会員の場合）
- 全国健康保険協会又は該当健康保険組合に通知（保険処方せんの場合）
- 薬局内での情報の共有

【警察署】

- ・人相、体格、服装、特徴、車のナンバー等を伝え、指示に従うこと
- ・被害届の提出等

【薬務課・各保健所】

- ・事故届（※）の提出等

※ 事故届

○ 麻薬事故届（様式 p 8）

【内 容】 滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、速やかに都道府県知事に届出なければならない。

【根拠法令】 麻薬及び向精神薬取締法第35条第1項

○ 向精神薬事故届（様式 p 9）

【内 容】 滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、下表に該当する場合、速やかに都道府県知事に届出なければならない。

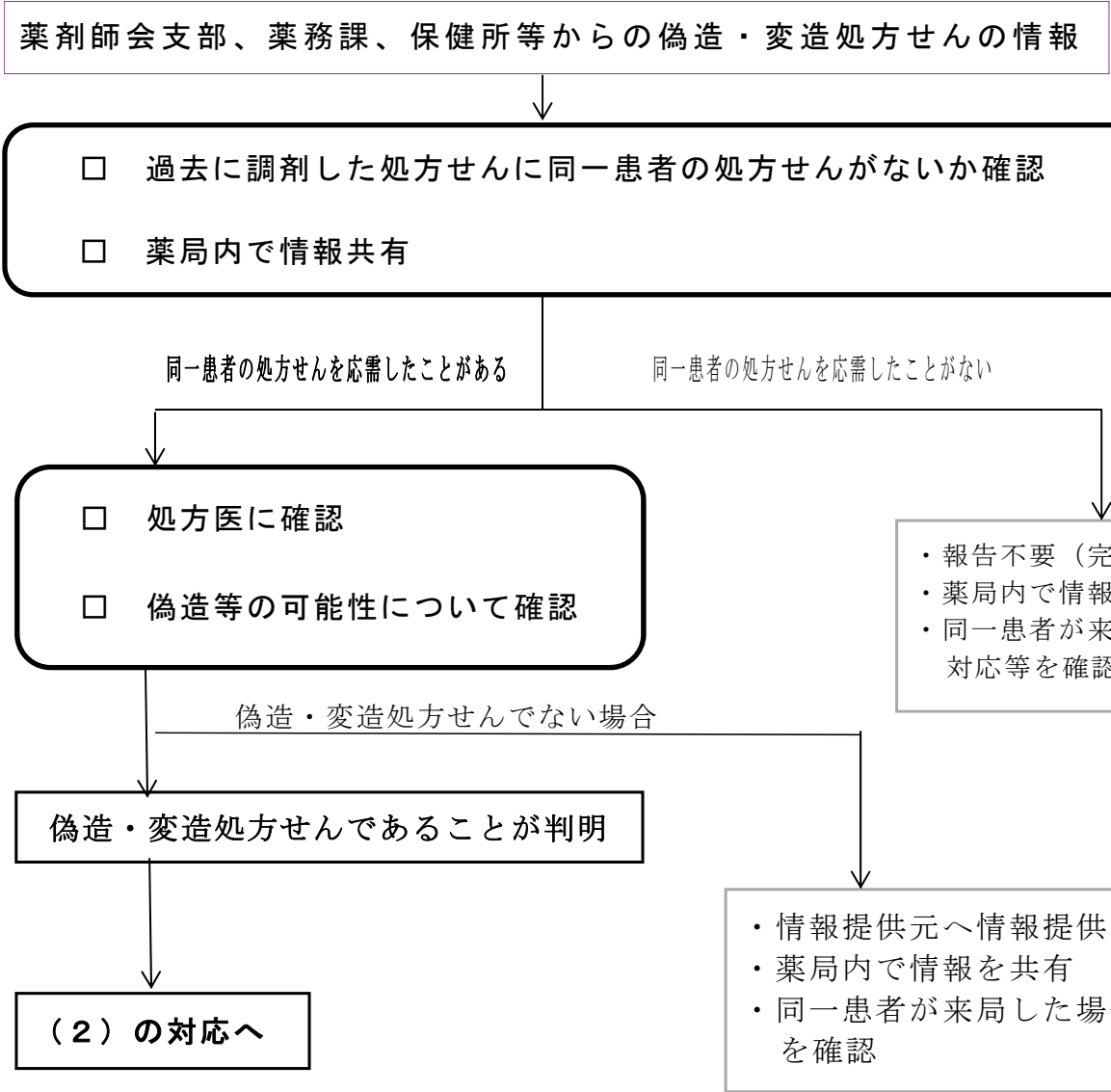
ただし、向精神薬が盗難、強奪、奪取、詐取による事故であることが明かな場合は、数量に関わりなく速やかに届出ること

(表)

末、散剤、顆粒剤	100グラム又は100包
錠剤、カプセル剤、坐剤	120個
注射剤	10アンプル又10バイアル
内用液剤	10容器
経皮吸収型製剤	10枚

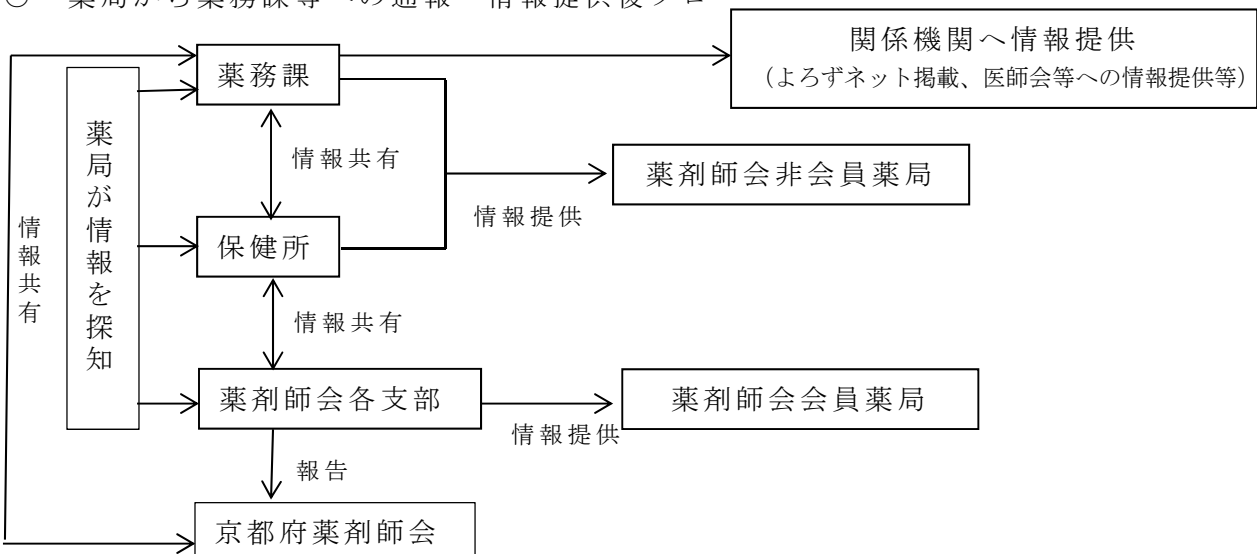
【根拠法令】 麻薬及び向精神薬取締法第50条の22第1項（規則第41条第1項）

(3) 偽造・変造処方せんの情報提供を受けた場合



< 参考 >

○ 薬局から薬務課等への通報・情報提供後フロー



6 連絡先一覧

(1) 京都府連絡先

所在地	連絡窓口	電話番号
京都市	健康福祉部薬務課	075-414-4786
向日市、長岡京市、大山崎町	乙訓保健所環境衛生室	075-933-1241
宇治市、城陽市、京田辺市、八幡市、久御山町、井手町、宇治田原町	山城北保健所衛生室	0774-21-2912
木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村	山城南保健所環境衛生室	0774-72-4302
亀岡市、南丹市、京丹波町	南丹保健所環境衛生室	0771-62-4754
福知山市	中丹西保健所環境衛生室	0773-22-6382
舞鶴市、綾部市	中丹東保健所環境衛生室	0773-75-1156
宮津市、京丹後市、与謝野町、伊根町	丹後保健所環境衛生室	0772-62-1361

(2) 一般社団法人京都府薬剤師会連絡先

〒605-0863 京都府京都市東山区東大路五条上る梅林町563

Tel :075-551-0376

Fax :075-525-1650

E-mail:k-fuyaku@niffy.com

(3) 一般社団法人京都府医師会連絡先

〒604-8585 京都府京都市中京区西ノ京梅尾町3-1-4

Tel :075-354-6101

Fax :075-354-6074

E-mail:kma26@kyoto.med.or.jp

(様式：麻薬事故届)

麻 薬 事 故 届

免許証の番号	第 号	免許年月日	平成 年 月 日
免許の種類			
麻薬業務所	所在地		
	名称		
事故が生じた 麻 薬	品 名	数	量
事故発生の状況 (事故発生年月日、 場所、事故の種類)			

上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。

平成 年 月 日

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)

□

京都府知事

様

(様式：向精神薬事故届)

向精神薬事故届

免許（登録） 証の番号	第 号	免許（登録） 年 月 日	平成 年 月 日
免許（登録）の 種類			
向精神薬営業所、 向精神薬試験研究 施設又は病院等	所在地		
	名称		
事故が生じた 向精神薬	品 名	数 量	
事故発生の状況 (事故発生年月日、場所、 事故の種類)	平成 年 月 日		

上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。

平成 年 月 日

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)

□

京都府知事

様



《ポスター一例》

犯罪です !! 偽造・変造処方せん

- ・コピーした処方せんでは調剤できません！
- ・不正に書き足し、書き換えられた処方せんでは調剤できません！

処方せんの内容について、処方した医師に確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。（薬剤師法第24条）

法規制と罰則

- (1) 麻薬処方せんを偽造・変造した者
【罰則】1年以下の懲役若しくは20万円以下の罰金
【根拠法令】麻薬及び向精神薬取締法第70条第14項
- (2) 向精神薬処方せんを偽造・変造した者
【罰則】20万円以下の罰金
【根拠法令】麻薬及び向精神薬取締法第72条第4項
- (3) 行使の目的で、他人の印章又は偽造した他人の印章を使用して文書を偽造した者
【罰則】3月以上5年以下の懲役
【根拠法令】刑法第159条（私文書偽造等）
- (4) 他人の印章又は偽造した他人の印章を使用して文書を偽造した者
【罰則】3月以上5年以下の懲役
【根拠法令】刑法第161条（偽造私文書等行使）
- (5) 人を欺いて財物を交付させた者
【罰則】10年以下の懲役
【根拠法令】刑法第246条（詐欺）



<参考 法規制と罰則>

- 麻薬処方せんを偽造・変造した者
【罰 則】 1年以下の懲役若しくは20万円以下の罰金
【根拠法令】 麻薬及び向精神薬取締法第70条第14項
- 向精神薬処方せんを偽造・変造した者
【罰 則】 20万円以下の罰金
【根拠法令】 麻薬及び向精神薬取締法第72条第4項
- 行使の目的で他人の印章又は偽造した他人の印章を使用して文書を偽造した者
【罰 則】 3月以上5年以下の懲役
【根拠法令】 刑法第159条（私文書偽造等）
- 他人の印章又は偽造した他人の印章を使用して文書を偽造した者
【罰 則】 3月以上5年以下の懲役
【根拠法令】 刑法第161条（偽造私文書等行使）
- 人を欺いて財物を交付させた者
【罰 則】 10年以下の懲役
【根拠法令】 刑法第246条（詐欺）

<その他参考事項>

- メチルフェニデート製剤に係る取扱いについて
メチルフェニデート製剤「リタリン[®]錠／散」、「コンサータ[®]錠」の処方・施用にあたっては、投薬する医師、医療機関、薬局が限定されるとともに、薬局における調剤の際にはその確認の上で調剤がなされることとされており、第三者委員会による流通管理が行われている。
- ブプレノルフィン経皮吸収型製剤に係る取扱いについて
ブプレノルフィン経皮吸収型製剤の慢性疼痛患者への処方・施用にあたっては、薬剤師は処方医が製造販売業者の提供する講習を終了した医師であることを確認する必要がある。

※厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課「薬局における向精神薬の取扱いの手引き」参照